

平成26年第2回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成26年8月13日 開会

）

平成26年8月13日 閉会

吉田町議会

平成26年第2回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (8月13日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	2
○町長挨拶	16
○議長挨拶	17
○閉会の宣告	17

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成26年第2回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） よろしくをお願いします。

◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は、12名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第2回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として委任または囑託され出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、1番、増田剛士君、2番、杉本幸正君を指名します。

◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第 3、第 46 号議案 平成 26 年度都市防災総合推進事業富士見幹線道路改良工事（第 1 工区）請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成 26 年第 2 回吉田町議会臨時会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、契約の締結について 1 件でございます。

それでは、議案につきまして御説明を申し上げます。

第 46 号議案は、平成 26 年度都市防災総合推進事業富士見幹線道路改良工事（第 1 工区）請負契約の締結についてでございます。

本議案は、神戸地内の道路改良工事につきまして、一般競争入札により契約金額 5,184 万円で、大石建設株式会社、代表取締役、大石卯吉と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が、上程いたします 1 議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

担当課長から詳細なる説明をお願いします。

都市建設課長、八木三千博君。

〔都市建設課長 八木三千博君登壇〕

○都市建設課長（八木三千博君） 都市建設課でございます。

都市建設課からは、第 46 号議案 平成 26 年度都市防災総合推進事業富士見幹線道路改良工事（第 1 工区）請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の 1、2 ページ及び参考資料ナンバー 1 をごらんいただきたいと思います。

富士見幹線道路改良工事（第 1 工区）については、6 月中旬に実施伺い決裁後、制限付き一般競争入札により入札を実施するため、入札参加資格委員会において資格要件の決定を受け、6 月 26 日から 7 月 4 日までの募集期間に 12 社の申請がありました。この 12 社について、7 月 8 日に開催された入札参加資格委員会において審査が行われ、12 社の参加資格が確認されたことから、確認結果を通知するとともに、設計図書を提供し、その後、質問書の提出とその回答の縦覧を経た後に、7 月 29 日に町民ホールにて入札が執行されました。

参考資料の1ページをごらんください。

こちらのほう入札結果表ですが、入札の結果、吉田町大幡2130番地、大石建設株式会社、代表取締役、大石卯吉が最低価格で応札されましたが、調査基準価格を下回った入札のため、低入札価格調査を8月4日に実施いたしました。調査の結果、施工における体制も整っており、見積もり内容もすべて設計書の仕様どおりであり、長年の取引実績により安価にできるもので、非合理的な価格設定でないことが確認できたことから、本工事内容に適合した履行が十分確保されるものと判断されました。

入札結果表にありますように、大石建設株式会社は4,800万円の入札し、低入札価格調査の結果、8月6日に落札額に100分の8を加えた金額であります5,184万円で仮契約を締結しております。

なお、工期は、8月14日から翌年の1月30日までとしております。

参考資料の2ページ、工事等概要書のほうをごらんください。

都市計画道路富士見幹線の今回の工事区間は、平成27年度末の供用開始を目指して事業を進めておるところであります。工事箇所は、吉田町神戸地内の塩谷上川原1号線から東へ263.3メートルとなります。車道は6メートルで、両脇に50センチメートルの路肩を設け、歩道は2.5メートル、全幅で12メートルとなります。道路土工としましては、掘削工、盛土工、残土処理があります。擁壁工では、場所打重力式擁壁37メートル、プレキャスト擁壁152.5メートルを施工します。カルバート工では、今回の工事箇所内に水路が4本ありますので、水路の横断部になります。排水構造物工は、道路側溝で、延長は502メートルとなります。構造物撤去工は、既存の構造物を撤去いたします。舗装工のアスファルト舗装につきましては、車道部は下層路盤、上層路盤、基層と実施しまして、歩道部は透水性の舗装となりますので、フィルター層、路盤、表層と実施します。縁石工では、歩車道境界が116メートルとなり、地先境界ブロックは329メートルとなります。

工事概要は、以上でございます。

なお、今回、この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

以上が平成26年度都市防災総合推進事業富士見幹線道路改良工事（第1工区）請負契約の締結についての説明でございました。

上程させていただきました1議案につきまして、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） 以上で上程議案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

休憩 午前 9時09分

再開 午前 9時49分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は、12名です。

さきに都市建設課長から発言を求められておりますので、発言を許可します。

都市建設課長。

○都市建設課長（八木三千博君） 先ほど休憩前に議案の説明をした中で、工事等概要書の2ページのところにありますけれども、一番下の8番、縁石工、こちらの中の歩車道境界ブロック延長のほう516メートルが正解でありますけれども、説明の中では116メートルと誤読してしまいましたので、516メートルが正解であります。訂正のほうをお願いします。すみませんでした。

○議長（八木 栄君） それでは、日程第3、第46号議案 平成26年度都市防災総合推進事業 富士見幹線道路改良工事（第1工区）請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。また、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

この富士見幹線のまず一番最初の設計に当たりまして、ここのところに塩谷上川原線と交差点、この非常に危険な部分が出てくると、それと塩谷上川原線と東名川尻幹線の角に一つの大きな24時間稼働している大きな工場があります。それと、今言った工場との間に大型のトレーラーを有している会社があります。そのときに設計の段階で、そういうものの安全性、交通の利便性に関して、公安とかそういうところで打ち合わせというか、どのような形の打ち合わせというんですか、そういうのはやったんですか。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

ちょっと場所的にあれかと思えますけれども、今ちょうど出たところ、東名川尻幹線と塩谷上川原線の合わさったところに、日の出線との角というんですか、そこに大きな工場があって、ちょうど中央分離帯がその会社の前で切れているわけですよ。要するにその会社から大きな車が東名に向かって右へ出るようにしてあると思うんですけれども、そういうような打ち合わせというか、安全性とか、そういうのは。

○議長（八木 栄君） 資料を使って。

○3番（山内 均君） この交差点が、この車に関しては左へ行くしかないでしょう。そのときに、大型トレーラーを持っていて、当然安全性というか、簡単に回れるとか、回れる回れないが出てくれば、隅切を大きくしなきゃいけないけれども、その辺の安全性が公安とかそういうところでの打ち合わせとか、そういう中で確かめであるのかということと、要するに今言った中央分離帯があそこで切れているということは、その会社から東名へ向かって大きな車が出て行く。その辺の安全性がどのような形で確認をされているか。

○議長（八木 栄君） 富士見幹線の話ですか。今やる工事範囲は、この着色の部分ですので、

その範囲の中ですか。

3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 当然この富士見幹線とこの交差点を考えるに当たって、当然のこととして周りとの関係によって安全性を確かめて設計というのは入っていくと思うんですけども、その辺も確かめてありますか。要するに公安との打ち合わせとか、そういうのはやるんですかということです。

○議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長(八木三千博君) ただいまの質問ですけれども、塩谷上川原線、こちらの交差点につきましては、警察のほうとの協議をしてからこういう形になっております。設計を組んで、その設計に基づいて協議をしております。

○議長(八木 栄君) 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 山内です。

そうすると、今言った現地を見たときに、トレーラーがオーケーだということでやるわけですね。いいです、いいです。当然後からいろいろな問題が出てくるのが非常に困る話だからやっているだけであって、あともう一つは、今言った安全である交差点に関して、富士見幹線と塩谷上川原線の交差点に関して、確かにそういう安全性の追求をした結果を、あとは地元の人たちにはどのような形で話をしてあるのか。それは重要なことでもありますので、聞かせていただきます。どのような打ち合わせとか、どのような結果の話をしているのか。

○議長(八木 栄君) 副町長、須永 宣君。

○副町長(須永 宣君) 山内議員に、議長、反問権を行使させていただいてよろしいでしょうか。

○議長(八木 栄君) はい、どうぞ。

○副町長(須永 宣君) 山内議員、山内議員のおっしゃっていることは、工事を実施する際に対して安全にやることはもちろんですが、この議案そのものとは直接関係ないように思うんですが、そこは何の関係があるのでしょうか。

○議長(八木 栄君) 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 当然この交差点ができるに当たって、ここの安全性は当然考えにやいかんだろうし、もちろんそれによって設計をしていかなければならんと思うんですね。その中でそういうものは、どのような形で確認なり打ち合わせなりやっていますかということを知りたかったんです。そして、それを周りの人たちが知っていますか。どういうふうな形で広報していますかということを知りたかったんです。

○議長(八木 栄君) 副町長、須永 宣君。

○副町長(須永 宣君) そういたしますと、では、この工事のどこの設計に安全性に問題があるんですか。

○議長(八木 栄君) 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 山内です。

今言われた安全性に関して、現地で見ると、トレーラーがあるわけですよ。大きなトレーラーを持っている会社が。トレーラーの、あそこはでっかい車が今までは通っていて、トレーラーを例えば交差点を左折するに当たって、ここにそういう危険性は、もし安全性、危険性があるとしたら、それは十分に設計の段階でやっていたらいいんじゃないかというこ

とです。それは当然必要なことじゃないですか。

○議長（八木 栄君） それが直接工事の請負契約の議案と関係がありますかということで今、反問のほうをされたわけね。ここの工事範囲が延長263.3メートルが交差点の東側から始まっていますよね、これ今回の工事ね。それで、山内議員の言うところの場所がどこかもよく確定もできないし、この工事の範囲なのか。

今回の議案は、この工事の請負契約の締結についてのことなものですから、道路の設計についてということじゃないもので、その辺のことでどうかなと思うんですけども。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 場所はこの交差点です。わかりますよね。この交差点を作るわけでしょう。そして、これから確かににぎわうんですけども、この道路を作ることによって、これを一方通行にするために道路を半分削るでしょう。ストップさせるじゃないですか。そのときにそういう問題も、当然これを作るに当たって、安全性に支障があった場合には、それは当然考えていただいているんですねということを知りたいわけです。これはだめとかそうじゃなくて、要するにできるだけスムーズにやってもらいたいし、周りの人たちが安心して工事を見守っていただきたいという意味なんです。そういう意味で、これをつくるに当たって周りの人たちの意思とか安全性とか、それは非常に重要なことじゃないですか。それを無視してやることはできないと思う。そういう意味で確認をいただいていますか。

○議長（八木 栄君） 先ほど都市建設課長のほうで協議をして設計したという話を話されたと思いますけれども、その辺は。それであくまでも今回の議案の工事範囲内は、交差点東側からなもので、ここの交差点は今回は手をつけないということなものですからね。着色部分なもので。それで、道路の設計の安全については、十分地元と話し合いをしたというように先ほど都市建設課長の答弁がございました。

山内 均君。

○3番（山内 均君） その回答を踏まえて、周りの人たちには説明をしてありますか。

今、議長が言われた、確かに色塗ってある部分ですよ、工事が今回のやつに関して。斜線の入っている、減点するやつやらないんですか。この部分、この斜めのやつ、一方通行、左側通行にするために、これはつけないんですか。つけるでしょう。だから、そういう意味で、それをつけることによって非常に危険な部分が出てこないかな。子供たちとか自転車等が巻き込まれるような、そういう危険性はありませんかということです。そういうのを打ち合わせしてくれてありますよということだったら、打ち合わせしてありますよと聞きました。それはわかります。そのときに、周知を、危険性であるとか、そういう部分の周知は、周りの人たち、地域にどのような形で発信していますかということです。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、今回、議案として上程させていただきまして、これが承認されましたら、速やかに工事説明会というものを設けて、その中でいろいろ説明をしていくと、そういう段取りになっております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） よくわかりました。しっかりやってください。ということは、今言った歩道がつかますよね。通学路になるわけですよ。そのときに大型トレーラーが巻き込み事故、非常に多いです。そういうのを絶対ないような形でやってほしい。その交差点を含め

た部分を作ってほしいということなんです。十分安全性を確認した上で、そういう意味での質問ですので、やっていただければ結構です。ぜひ話し合ってください。

○議長（八木 栄君） ほかに。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今回の入札に関しましては、制限付き一般競争入札ということで行われてまして、調査標準価格というんですか、それよりも下回ったので、低入札価格調査を行ったということですが、それで予定価格に対して6割5分ぐらいの価格で工事ができるということなんですけれども、先ほど金額によって抽選型と制限付きに分けることをしているということなんです。ところが、1万円でも最低価格を下回れば、もう即失格なわけですよ。企業としては、それでやれるという認識のもと入札したにもかかわらず、価格に対して低いので失格だと。ところが、制限付きであれば、低価格入札調査をやってくれると。

幾ら低くても——語弊がありますが——低くても、調査の結果、町が認めれば仕事ができるということに対して、制度上、もっと企業としては安くできるというところを、最低入札価格なのか標準価格なのか、そこがあるがゆえに、できるんだけど、失格してしまうという点から考えると、町としては財政的にマイナス面があるのではないかと。もっと安くできるのに高い金額で工事を発注してしまうという仕組みになっていないかと思うんですが、そこに関してどういうふうにお考えなのか。それは仕方がないことと言うのか。もっとしっかり財政のことを考えたときに制度を見直す必要があるのか、そういう観点があるかどうかということ。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 入札制度そのものにつきましては、抽選型指名競争入札を導入するときにさまざまな議論を展開いたしまして、当時の議会議員の皆様方には抽選型の現場もごらんいただいたり、制度についても逐一御説明をさせていただいたと、このような経緯がございます。

それで、抽選型指名競争入札、最初の制度というのは、最低制限価格を設けない形でやっておりました。その結果、過当競争が始まりまして、抽選型の場合は、これは広く業者を募集することじゃなくて、登録してある町内業者限定の、町内の企業さん方をどちらかという保護するような観点も設けて、それで作った制度でございますので、その中で過当競争が始まったということで、最低制限価格を設けないときには、たしか記憶ですと60%台ぐらいまで競争が始まっていったと、こういうことがございます。その中で、業者側からも、とてもこのまま過当競争が続いていったのでは、お互いに疲弊するだけで、業者としての存続が危ぶまれる状況だというような訴えが、業者側から行政のほうにももたらされております。そういう中で町としてそれを見過ごすことはできないだろうということで、抽選型指名競争入札の制度の一部改正に踏み切ったわけでございます。

その結果、非常に抽選型指名競争入札の場合には、見積もりをする業者、見積もりまで至った業者でも、最終的に応札できるかどうかというのは、最終の抽選にかかっていますので、見積もりを行っても応札できなという場合もございますので、非常に業者側の負担が大きいという制度だというふうに、そこは認識をしているところでございますけれども、そういう業者側の負担の多さというのもございますので、過当競争も余り過度なものになっていかな

いような制度ということで最低制限価格を設定することにしたわけです。その最低制限価格を設定するときの設定の方法ですが、それまで行われていた入札の結果とか、それから抽選型指名競争入札の場合には土木一式工事、しかも推進工法とか、かなり特異な工法が入っているものは除くということで、一般的には技術者がいればできるというような工種に限っていると。それと、水道施設工事ということになっていきますので、工事の直工比率とか、設計の内容を分析して、それと過去の入札の実績等々と加味して、自分の利益を全く無視した入札が行われるというようなところを避けるぐらいのところ最低制限価格というのを設けてあります。これは業者の保護です。業者の保護という観点ですが、町の中に土木とか水道業者が過当競争の結果、疲弊して、全くお力を発揮できないというようなところを避けるという観点から行ったものです。

一般的に、その当時、国から出されていた指針というのは、最低制限価格というものは設けるべきではないと。大昔は最低制限価格を設けているのが普通だったんですが、設けなくて自由な競争をさせるべきだということになって変わってきました。そこで、最低制限価格のかわりに出てきたのが、今回も発動した調査基準価格というものを設けて、調査基準価格を下回った場合には調査をして、その結果によりましよう。その結果として、ダンピングがあったり何かして、まともな工事ができないのではないかと、ちゃんとした完成品を町が取得できないというような、そういう状況を招かないという中で調査基準価格というものは設定いたしますので、そういう実態にあるかどうかということ十分に調査をして判断するような方式に国全体が変わっていったわけです。

その調査基準価格を設定する中でも、町は抽選型だけは別の制度だと、こういうことで政策的に作っていたものですので、それ以外の制限付きとか、そういうものについては、最低制限価格は設定しないということで、ノーマルの形の方法にしているわけでございますので、その点で入札の方法によって制度が変わっていると、こういう実態はこういう経過でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今回の調査標準価格よりも低かったので、調査をしましたと。結果的にはやれそうです、ゴーですというのが町の考え。要するにその標準価格との設定というのが本当にどうだったのか。抽選型においても、最近、10社中7社失格とか、6社失格とか、4社失格とか、そういうのが並んでいるわけですよ。そうしたときに調査標準価格とか、最低制限価格、そういうのを決め方、そこに問題があるのではないかなと思います。そこはどう思いますか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 最低制限価格を下回る業者が多いので、制度的にどうなのかと、こういうような観点かと思っておりますけれども、ずっと入札の状況等を長いスパンで監視していただければおわかりになると思っておりますが、業者側が入札に応じるときには、その業者側の工事手持ち量とか、どういう状況にあるかと。事務的に、機械的に業者さん方は応札してくるわけじゃありませんので、自分のところで、その工事に対して材料手当ができるかと、それから下請をちゃんと確保できるかと、あと資金的にちゃんと調達できるかと、そういういろいろな条件を含めて落札をするかどうかということで取り組ん

でおられると思っております。

そういう中で、最低制限価格というのは、大体これだけ長い間、抽選型指名競争入札をやっていたら、大体の業者さん方というのは、自分でこの辺だろうとはじけるわけですね。大体それで独自に推測の中ではじいて、それで応札をしてくと、7社も最低制限価格を下回ってしまうというときには、それだ取りたいという意欲を持っていらっしゃる業者さんが多いということですね。

安全を見て高目に入れてくるというのは、万が一、意欲を持っているところがなければやってもいいというような、そういう札の目のつけ方というのは、我々見ている、本当にその状況というのを反映しているんだなというふうに感じておりました、その中でもっと安い価格でできる業者がいっぱいいるんじゃないかというところを突き詰めていくと、最低制限価格をまた撤廃しましょうかという話になってきて、また過当競争が始まっていくと。

我々の用いている最低制限価格というのは、適当につけているわけじゃなくて、ちゃんと工種によってすべて分析をして、工事によって率なんかも変わります。そういうやり方をしていますので、全く何のルールもない中でやっているわけではない中で、業者さんの意欲が高いものについては、そういう結果が出る場合もあるということで、全般的に制度の欠陥があらわれているということではないというふうに認識をしております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 説明は理解できます。しかし、ここ最近、それが多くなっているということに関しては、やはりその現状というのをしっかり見て、今までそういうルールがあるとして、それをなくすということじゃなくて、そのルールを見直して、意欲のある業者、やれると思って入札していると思うので、それを切ってしまうというのは、町の財政的にもマイナスじゃないかなと思うので、そこを見直して、しっかり意欲のあるところを救ってやれるような最低限価格を決めるという制度にしてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 参事のほうから議員に説明があったこととおわかりだと思いますけれども、最低制限価格の導入というのは業者の希望でございまして、議員がもし撤廃しろと、これは撤廃しても、そういうのも一つの検討の材料になると思いますけれども、何が起きるかというのは、議員、責任持っていただけますか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 全然私の答えと違うことをおっしゃっているんですが、なくせとは言っていないよ。私、一言もなくせとは言っていないよ。今、失格というのが増えてくる現状を踏まえたら、最低制限価格のルールに従ってやっているとおっしゃっているルールというのを、もう一度見直したらどうですかということなんです。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 長い間やっております、議員のほうから別に問題ございませんので、変える気はございません。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ちょっと補足をさせていただきますと、例年でございまして、大体公共工事というのは年度で動いていますので、3月いっぱい大体の工事がすべて終わるわけですね。それで、繰り越しだけは続いていきますけれども、

それで、次の発注というのが、町単事業であればできる、早く発注することは可能ですが、国・県の補助金絡みの工事というのは、大体補助申請を行って、それで決定をもらって、それからの発注ということになりますので、早くても7月か8月の発注になるわけですね。その間というのは、余り工事が出ていかないんです。業者さん方も手持ち量というのは余りないんです。だんだん7月の終わりごろから8月にかけて発注をしていきますので、それを目指して業者さんの意欲というのは高まってくるわけですね。だんだん補正を受けての発注とかいうと、10月、11月とかいうことになってきて、工期も短くなってくるし、自分の手持ちもあるということになってくると、本当に空いている業者さんしか入ってこないようになってきます。

常にそういう状態で失格者が出るということじゃなくて、そういう長いスパンでござんただいて、その都度ルールを動かしていくかどうかという議論はあるんでしょうけれども、それは余り考えたくないんだと。そうすると、本当にルールがなくなってくるような、裁量権をどんどん使っていくような形にならざるを得ないと思いますので、そういう制度では今のところは町としては検討していないということでございます。

○議長（八木 栄君） すみません、ちょっとこの議案と外れていると思うので、それはまた違うような形でまたできたらと思いますけれども、どうしてもですか。

○4番（平野 積君） お願いします。

○議長（八木 栄君） 最後ですけれども、4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 参事のおっしゃることは理解しました。その前に町長が何かおっしゃったんですが、何を言ったかよくわからないので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 最低制限価格の導入は業者の希望でございまして、先ほど参事が説明申し上げましたように、基本的には町内業者の保護というようなこと、それから適正な工事が行われるということを考えて導入したわけございまして、基本的には問題ございませんので、変える気はございません。そういうことです。

○4番（平野 積君） 議事録を見ます。

○議長（八木 栄君） はい。

ほかに質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今の契約のここに書いてあった入札書比較価格、この部分がありまして、先ほどから説明を聞いた中では、県とか国とかの単価が、そういう単価がということで説明いただきました。ただ、これ実際自分がやっている中で、リーマンショック以来、価格の安定が非常に難しく、そして物価も非常に毎年毎年変動する中でやっていくんですよね。そのときに価格の決め方が、町のほうでは県とか最終的に全部任せるよと、確認していただきますよ。その中で、そういう今言った価格の物価版とか三者見積もりが多くなってきていると思うんですけれども、そういう意味での基準的な見直しとか検討とか、そういうのが必要じゃないかなと思うんですけれども、その辺どうなんですか。

例えば今、金額の中で、確かに企業努力なんですけれども、町が考えている金額から一番低いところは2,780万円差があるわけですよ。そうすると、次が2,348万円、これは企業努

力だけじゃないような気がするんですよ。その辺でちょっと町にある会社が、非常に頑張っているというのはよくわかるんですけども、そういう意味で価格がリーマンショック以来非常に単価、それが物価が非常に変動している中で、価格の設定の仕方が検討する余地がありませんかということなんです。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 価格の設定につきましては、統一単価につきましては、県のほうにお任せしておりますけれども、当然県のほうでも、その物価上昇にあわせた形で年に何回か価格の変更があります。それから、物価版とか、そういうものにつきましても、毎月購入しております、その直近のもの単価を利用した形で積算のほうはしておりますので、問題ないかと思っております。

○議長（八木 栄君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） ちょっと補足をさせていただきますが、国・県も同様でございますけれども、歩掛的にどうだということも含めて調査をした結果に基づいて積算基準を定めていると。単価についてもそういった形で定めていますけれども、労務費単価とか、基本的に余り動かないものについては、年2回とか、そういった形で設定をしていますけれども、ほかの資機材につきましては、毎月、単価の見直しはされているものを反映しております。だから、適切な積算が適宜なされているというふうに解釈していただければいいかと思えます。

全国的におかしいと、いろいろな技術者がいないとか、そういった場合には、特殊にそういった調査をまたした結果を早急に反映するとか、そういった形で単価の設定が最近は変わってきておりますけれども、基本的にはそういった形で全国なり県なり、そういったものを調査した結果を反映しているということでございますので、適宜、単価、歩掛についても、おかしければ見直しをしていくというシステムの中にあって町も積算していますので、その辺は御理解していただければいいと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。よくわかります。ただ、毎月やっているかどうかというのは、非常に難しい範囲ですけども。

それと、ちょっと心配したのは、今、東北で起きている人手不足で金額すごい変動していますよね、2倍とか、そういうのはここから当然押し寄せてくる心配があるものですから、そういう意味で町のほうでそういうのをしっかり踏まえてやっていただいているんですねということを聞きたかったんです。今の説明でよくわかりますけれども。

○議長（八木 栄君） 答弁いただきますか。

○3番（山内 均君） していただければ。

○議長（八木 栄君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） 積算、あと使用する資機材の単価については、適宜見直しをされていると思いますけれども、今回、東北の震災を受けて、そういった意味では非常に全国的にいろいろ動いております。そういったものの方針に基づいて、町としては動くしかないと思っております。

現実、先ほど参事のほうからお話ありましたけれども、時期に応じてとか、それなりの建設業者のいろいろ事情があって、いろいろな形になってくるとは思いますけれども、基本的には資機材がないとか、下請がないとかということで工事が影響出ている時期もありますけれ

ども、その辺も加味しようとしても、そこは難しい問題もありますので、全般的に御理解いただければいいんじゃないかなと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今言われたことは非常によくわかります。物価に関しては、当然見積書の中に反映してくる、今を踏まえて反映してくるものと思っていますので、よくわかります。いいです。了解。

○議長（八木 栄君） 質疑の時間ですので、質疑をするなら挙手をしてください。意見を言う場ではありませんので、お願いします。

ほかに質疑ございますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回の入札は、当初においては全協とか行政報告会でも話を聞いてはいるわけでございますけれども、今までの質疑の中を検討しますと、本来は1区、2区工区という形で、抽選型指名競争入札という形で、参事からは抽選型で地元企業の経済効果等々お話をいただいたわけで、本来ならば地元で3,800万円ぐらいの工事が2本出て、抽選型で本日の議会上程されることなくいったような格好の工事であったんですけども、これについてやはり本会議の中でしっかりと担当課長のほうから、今回こういった形で1区、2区工区を合区してやらなきゃならないという説明が、この本会議の中でないものですから、それをまずもう一度していただいて、当初においては、そういった予定であったものが、今回、制限付き競争入札という形になって5,000万円以上になったという形ではありますけれども、予定どおりいかなかったという説明をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、町のほうというか、担当のほうとしましては、工事的にも工事量が多いということで、工区分けをした中で速やかに工事のほうを進めて事業を推進したいという考えもございましていろいろ検討しました。

今回の件につきましても、議員さんがおっしゃるように2本で発注しようと当初考えておりましたけれども、新たな道を作ると。何も無いところ、田んぼとか池の跡、こういうところに道を作ろうということで進入路が全くないと。進入路がないということは、何本かに別けても、その続きである先の工事のところには入っていきようがないということで、それでは工事の進捗を図ることが難しい。それなら一つの工事として出したほうがいいんじゃないかというようなところで、原因としましては進入路がないということで、分けても分ける意味がないということに達しまして、今回は1本という形にしております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 進入路がないというお話なんですけれども、今だにホームページ上に26年度の入札一覧予定表というところに1区、2区、3区となっていると思うんですけども、この計画を立てたとき、この富士見幹線の工事を26年度に、当初予算も含めまして、予定組んだときには、そういった3本の工区でやるような格好でやっているわけで、工区を分けてやるような格好だったんですけども、今、進入路がないというのは、何か本来は進入路を確保するような手立てがあったものがだめになってこうなったのか、最初の想定が甘かったのか、そこはどうなんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 最初の当初のほうの3本でやろうとして考えたときには、やはりそういうことも、現場のことも考える中で、先行的に、例えば1工区を出して、その1工区の中、後追いで2工区を出すような形になって、1工区の先行によって間に合うんじゃないかと、そういうことも検討した中で、そうしようということでやったんですけれども、実際もっと細かく加味してみましたら、やはりそれでは難しい、2工区のほうが無駄な時間を費やしてしまうということが判明したということでもあります。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

もしその当初お考えになられたような方策でなっていたならば、本日の臨時会もなく、抽選型でやって、この入札、最低基準価格と調査基準価格がどういう形で、入札の状況が違うんだけれども、今回の63.32%が即失格になったかわからないところでもありますけれども、そういったことも含めて、当初予定を組むに当たっては、やはりしっかりとした調査でしていただいて、予算立てをしてもらいたいなといったことを感じます。というのは、この調査基準価格を下回った入札が通ったものは、問題なかったよというのが一つあるということと、抽選型、もし仮にですよ、仮にです。仮だからわかりませんが、仮にやったときに、そのときの懐事情とか経済的なものもあると思うんだけれども、これをそのまま横に移動したときには、失格と想定されるような最低基準価格と調査基準価格がイコールであるのかどうかはわかりませんが、そういったものも含めると、非常に大きなものが見え隠れするものですから、こういったものをやるときには、やはり最初の設定が大切だなというのが非常に今回の議案で感じたものですから、それについては担当課のほうに、今後、予算立てするときにはしっかりとした精査でもって予定を組んでいただいてやっていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） 要望ですね。

○12番（藤田和寿君） はい。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありますか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 価格に関連して二、三点お聞きをします。

1つは、諸経費の見方でありまして、今回は、富士見幹線の第1工区であります。工区が幾つかあるということの説明も受けていますので、この諸経費の見方というのは、全体で見て価格を落としているのか、あるいはどのような見方をしているのか。今回は、第1工区のみを経費であって、特に全体は見えていない、反映もしていないということだと思っておりますけれども、そのような複数の工区があった場合に、指導というのはどうされているのかお聞きします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 今回の工事につきましては、1工区ということですので、そのままの経費100%の経費率でいっています。例えばこの後、第2工区、第3工区と出てきたときにどうするかということだと思いますけれども、現在、昔は合算経費ということで経費をわざと落とすような形でそういうこともやっていたけれども、現在は合算経費というのはやっておりませんので、それぞれ単独の経費という形で見ます。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 理解しました。

次に、積算の関係でお聞きをしたいと思いますのですが、直接工事費と諸経費というのが当然あるわけでありましたが、今回の低価格に至ったということの調査の中では、どちらにウエートがあって、どのように判断されたのか。判断の説明には、この資料の中に理由として掲げていますけれども、もし直接工事費、諸経費等において、どちらにウエートがあって落札に至ったのか。その説明をいただきたいということと、もし比率がわかれば教えてください。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず、調査のほうの関係でございますが、こちらにつきましては、入札時の段階で、これは各業者ともなんですけど、工事費内訳書というのを添付させていただいております。これは入札時のときです。

今回、開札をしたところ、調査基準価格を下回っていたということで、後日改めましてその調査を行ったわけでございますが、これはどちらの比率がということでございますけれども、詳細につきましては、これは調査権限の関係の調査内容になりますので、一応この調査結果に基づいての公表については、ここに記載させていただきましたとおりなんですけれども、大変申しわけありませんが、詳細につきましては、ちょっとここで数字等をお出しすることはできません。

ただ、1点、1つだけ言えますことは、この調査結果に基づいて調査をしまして、これのうちの方の調査結果としましてはいけると、工事の品質を確保して、この金額でいけると、工期内にいけるといようなことで判断しまして、今回、うちの方のほうは判断した後に、こうした仮契約を締結しているということで御理解いただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） もう1点お聞きします。

今回の低入札価格ということでありますけれども、予定価格と比較をして調査をされたときにチェックするわけですけれども、価格の上で許容範囲というものがあるのがあって、その判断によって契約に至るのか。許容範囲があるようでしたら、その点についてお聞きします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 許容範囲というのは、御質問いただいたのは、よく工事費が何割とかということで、国とか県ですかね、公表されているようなものを言われているのかと思いますが、特にうちの町につきましては、何%という割合とか、そこまでは決めてはございません。ただ、全体的にできるのかどうか。先ほど前回の全員協議会でも御報告させていただきましたとおり、調査のポイントということ、そこがまず確認がとれるということをしておりますので、うちの方の割合というものは、特に町で定まっているものはございません。以上です。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 聞きたいところは、予定価格があって、低入札価格ということで調査をやられたものだから、予定価格と比較して、その中で許容範囲というものは持ち合わせているかどうかお聞きします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 調査に当たりましては、当然ながら予定価格というか、設計、積算もしておりますので、そちらから基づいて、各それぞれ先ほど内訳書ということを申し上げますけれども、内訳書ごとに見積書等も徴取しまして確認をとっているというものでございます。

○10番（増田宏胤君） 終わります。

○議長（八木 栄君） ほかに。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） ただいまの同僚議員の質問に関連しまして、過去23年度から制限付き一般競争入札は95本、町のほうでやられていると。ちょっと数字が多少違っていたら御容赦願いたいんですが、95本ぐらいあると。入札率が70%以下のものが14本あって、そのうち9本が低価格調査にあがっているわけなんですけれども、そのうち5本は、それにあがっていないということがあります。一番低い落札率でいくと43.51、低価格、再調査いつていないのか、あと次の56.73、61.78、63.32という形で調査をしないものがあるんですけども、こういったところで物件の内容とか金額とか工事内容等があると思うんですけども、そういったものもしっかりとした明確なルールがなされていると思うんですけども、それについて説明を求めます。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） すみません、ちょっともう一度確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

先ほどこれまでの70%以下が14本というようなことで話がありましたが、それぞれの今お話しされた件数がどういうことにつながるのか。この議案もそうですけれども、どういう関連があるのか。また、今ちょっと趣旨がわからなかったものですから、もう一度ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 予定価格は、公示後開示すると。調査基準価格については、非開示であるといったお話が全員協議会でありました。そうした中で、工事の内容と金額においてさまざまな形で調査基準価格を設定されていると思うんですけども、例えば、それがどうかというのはわかりませんが、70%以下のものが95件のうち14件あって、そのうち9件は低価格調査を行った。それ以外に5件は調査を行わなかったんですけども、今回の議案について最低限価格、調査価格を下回ったということで調査を行ったわけなんですけれども、調査基準価格の決め方というものについて説明を求めます。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 調査基準価格の定め方ということでございますが、70%を下回ったものでも調査に付されたものもあるし、付されずにそのまま契約に至ったものもあるということで、単純に70%じゃないんだろうかと、どういう定め方なんだろうかと、こういう御質問だと思うんですが、単純に予定価格の何%というふうに定めてあるわけではございません。設計価格の何%というわけでもなくて、それぞれ設計、積算をすべてかみくだきまして、それで先ほど増田議員からお話がありましたけれども、直工比率どれぐらいなんだとか、間接経費はどうか、こういうようなお話もございましたけれども、かみくだいていくと、そういうものがすべて積み上がって、それで設計価格が上がるわ

けでございますので、その中でどうしても歩掛が決まっているにしても、まだ仕入れの工夫とか、そういうことによって値段が下がる可能性があるとか、そういうところも加味して、直工ベースでいけば、これ以上落とせば、よほどのことがない限りは工事に支障が出てくるんだらうと、こういうような部分。それから、利益率をどの程度確保してもらおうかというようなどころもすべて加味しまして算定してまいりますので、したがって、工事の内容によって単純な比率で調査に付したり付さなかったりと、こういうことが出てくるというのは、工事内容によってすべて計算し尽くしているということになっていきますので、そういう結果になっているということでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 基準価格がどうのこうのだけれども、50%切っけていても、最低調査基準価格になっていないというのは、何か素人考えでおかしいんじゃないかなと、今回のものは違いますけれども、そういったものもあるものですから、先ほど理事のほうから、毎月さまざまなものは見直してやっているから、予定価格のものについては問題ないよというお話があったんだけれども、その辺のところ、過去さかのぼって見たら、そういう形があったものですから、確認して、今、参事のほうからそういった形で問題なくやっているということをお答えいただきましたので、またそれで了解いたしました。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） すみません、1点ちょっと確認させていただきたいんですが、70%以下ということで、ちょっと資料が私ないものですから、すべて制限付き一般競争入札ということですか。了解しました。すみませんでした。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 以上で、平成26年第2回吉田町議会臨時会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御苦労さまでございました。私は、この席に座るのは、12年目になります。来年の4月で12年の期限が切れるわけでございますけれども、近年とみにひどくなって、私が理解できなくなったせいなのかわからないんですけれども、全員協議会では当然議案についてわからないこと、知りたいことについてざくばらんにさまざまな質問と答弁が繰り返されるわけでございますけれども、本会議における質疑というものは、基本的には自分がこの議案に賛成するか賛成しないかというふうな、いわば自分の態度を決めるということに決定的なところが、これがいわゆるわからないと、自分が賛成、それから反対が決定できないというふうなことに係る質問だと思ったんですけれども、基本的には皆様の御発言を聞いておりますと、担当課に聞けばわかるような質問でございますので、本会議というものはそういうものではないと私は思っておりますけれども、ぜひとも議員の皆さん全員でこういうふうな問題については考えていただきたいと、こんなふうに思っております。よろしくお願ひします。

◎議長挨拶

○議長（八木 栄君） 本臨時会におきまして予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。

これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） これで平成26年第2回吉田町議会臨時会を閉会いたします。
御協力ありがとうございました。

閉会 午前10時50分